

平成 19 年新潟県中越沖地震により被災されたお客さまの ガス工事費およびガス料金の特別措置（対象区域の追加） について

平成 19 年 7 月 27 日
北陸ガス株式会社

このたびの地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

北陸ガスは、弊社供給区域のうち平成 19 年新潟県中越沖地震により災害救助法が適用された市町村におきまして、被災されたお客さまのお申し出があった場合には、ガス工事費とガス料金の特別措置を行うこととしております。

平成 19 年 7 月 25 日に災害救助法の適用市町村が追加（適用年月日は平成 19 年 7 月 16 日）されたことから、当該市町村のうち弊社供給区域の三条市と燕市のお客さまにつきましても同様の特別措置を行うこととし、翌 26 日に関東経済産業局長へ認可申請を行い、同日直ちに認可を受けました。

なお、長岡市において災害救助法がすでに適用されており、弊社では長岡市のお客さまに対しまして下記の特別措置を行っております。

記

1. 臨時のガス工事費の免除

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成 19 年 9 月 30 日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額弊社負担といたします。

2. ガス料金の支払期限の延長

被災されたお客さまの平成 19 年 6 月分（支払期限日が 7 月 16 日以降となるもの）、7 月分および 8 月分の各ガス料金の支払期限をそれぞれ 1 カ月間延長いたします。
ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して 30 日目の日。

3. 不使用月のガス料金の免除

被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 カ月において、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を申し受けません。

本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

北陸ガス(株)長岡支社 フリーダイヤル：0120-399-035

受付時間 8:30～17:10（土日祝日除く）

< 参考 >

北陸ガス供給区域

新潟市（新潟地区、豊栄地区、亀田地区）、長岡市（長岡地区）、
三条市（三条地区）、加茂市、田上町、燕市の一部

特別措置を行っている区域です。

以 上

< 報道機関からのお問い合わせ先 >
北陸ガス株式会社
総合企画グループ 担当：小出
TEL：025-245-2214